

## 手話言語法制定に関する質問状への回答

奈良3区 日本共産党 西川正克

問1 答 ①はい

問2

手話言語獲得や手話を使える環境整備を保障する「手話言語法」、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション法」の双方の制定をめざします。福祉・医療・雇用・教育・司法など、さまざまな場面で具体的な施策を行うことで、障がい者の真の社会参加を推進します。

問4

聴覚障がい者にとって手話は言語です。いつでもどこでも手話が通じるようにするためには手話通訳者の確保と増員が必要です。橿原市議員当時、条例化の制定に奮闘しました。同時に条例を制定することが目的となってしまうよう、条例とその施策の評価マネジメントにより不断の見直しを行うことに努めました。この経験を活かし、国政でも手話言語法を制定させ、手話の普及を柱に、手話に関する調査・研究、手話通訳者養成講座などへの財政上の措置に取り組みます。